＊　　　　　　　　　　　　　における

防火管理に係る消防計画

【中規模・統括防火管理用】

　＊　　　　　年　　月　　日作成

１　目的と適用範囲

１　目　的

　　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、＊　　　　　　　　　の防火管理についての防火管理上必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲等

　⑴　この計画による管理権原の及ぶ範囲は、＊　　　　　　　　　　のうち、＊　　　　　　　　　　が使用する部分とする。

⑵　この計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

　ア　管理権原者及び防火管理者

　イ　前ア以外の者で、＊　　　　　　　　　　に勤務し、出入りするすべての者

　ウ　上記２⑴に示す管理権原の及ぶ範囲の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者（※）

２　管理権原者及び防火管理者の業務と権限

１　管理権原者の責務

1. 管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
2. 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
3. 管理権原者は、火災地震その他の災害等が発生した場合の事業所における自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

２　防火管理者の責務

　　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

1. 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
2. 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目について検査・点検等を実施又は監督し、不備欠陥箇所がある場合は、その改修

　　ア　消防用設備等

イ　建物

　ウ　防火施設

　エ　避難施設

　オ　電気設備

　カ　危険物施設

キ　火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）

1. 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
2. 増改築、模様替え等の工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
3. 火気の使用、取扱いの指導、監督
4. 収容人員の適正管理
5. 従業員等に対する防火・防災教育の実施
6. 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
7. 管理権原者への提案や報告
8. 放火防止対策の推進
9. 地震による被害の軽減のための自主検査の実施と監督

　次の項目について検査・点検等を実施又は監督し、不備欠陥箇所がある場合は、その改修

ア　防災施設

イ　避難施設

1. 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
2. その他防火管理上必要な業務

３　消防機関への報告・連絡

１　消防機関への報告、連絡する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 届　出　等　の　時　期 | 届出者等 |
| ⑴　防火管理者選任（解任）届出 | 防火管理者を選任したとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| ⑵　消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア　管理権原者又は防火管理者の変更イ　自衛消防組織の大幅な変更ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備・避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持に関する事項の変更エ　防火管理業務の委託に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| ⑶　訓練実施の通報（届出） | 　自衛消防訓練を実施するとき | 防火管理者 |
| ⑷　消防用設備等点検結果報告 | 　＊　　年に１回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書） | 建物所有者等 |
| ⑸　そ　の　他 | ※ | ※ |

２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

⑴　管理権原者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。

⑵　転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

４　統括防火管理者への報告

防火管理者は、次に掲げる事項に該当する場合は、その内容について統括防火管理者に対し報告を行う。

１　防火管理者に選任又は解任されたとき

２　消防計画を作成又は変更するとき

３　消防用設備等の法定点検を実施するとき

４　建物等の定期検査を実施するとき

５　防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき

６　火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき

７　内装の改修又は改築等を行うとき

８　消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

９　消防計画に定めた訓練を実施するとき

10　防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき

11　消防機関が行う検査等に立会うとき

12　統括防火管理者から指示された事項を実施したとき

13　自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）装置を設置するとき（※）

14　その他火災予防上必要な事項

５　火災予防上の点検・検査

１　日常の火災予防

　⑴　防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表１「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

　⑵　管理権原者又は防火管理者は、別表１の「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」を、関係する従業員、その他防火管理業務に従事する者に周知し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

２　自主的に行う検査・点検

火災予防上の自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて実施する。（前２　２⑵の項目）

⑴　出火防止の確認は、別表２－１『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』に基づき実施する。

⑵　避難安全等の確認は、別表２－２『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき実施する。

⑶　建物等については、別表３『自主検査チェック表（定期）』に基づき、自主検査を実施する。

⑷　消防用設備等ついては、法定点検のほかに別表４『自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」』に基づき自主点検を実施する。

⑸　自主検査・点検の実施時期等については、次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査・点検実施項目 | 検査実施時期（＊） | 検査実施者（＊） |
| 別表２－１『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』 | 毎日（終業時実施） |  |
| 別表２－２『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』 | 毎日（適宜実施） |  |
| 別表３『自主検査チェック表（定期）』 | 　　　月、　　　月　　　月、　　　月 |  |
| 別表４『自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」』 | 　　　月、　　　月 |  |

３　消防用設備等の法定点検

⑴　消防用設備等の法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施するものとする。

⑵　防火管理者は、前⑴の点検実施時には立会うものとする。

⑶　消防用設備等の法定点検の時期については、下表に定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 設　備　名 | ＊　消火器、非常警報設備、自動火災報知設備、誘導灯※　　　　　　　、　　　　　　　、　　　　　　　　 |
| 機器点検 | ＊　おおむね　　　　　　　　月　、　　　　　　月 |
| 総合点検 | ＊　おおむね　　　　　　　　　　　　　　　　　月 |
| 点検実施者名（点検業者名） | ＊ |

　⑷　その他

　　※

４　報告等

1. 防火管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理するものとする。
2. 防火管理者は、前⑴により確認した内容に不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修の指示を仰がなければならない。
3. 管理権原者は、不備・欠陥部分の改修及び改修の予算措置に時間のかかるものについては改修計画を作成した上で、計画的に改修を進める。

６　守らなければならないこと

１　従業員が守るべき事項

　⑴　防火管理者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火・防災施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

　　ア　避難口、廊下、階段などの避難施設に物品等を置かないこと。また、置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去すること。

　　イ　階段等への出入口に設けられている扉（防火戸、防火シャッターなど常に閉まっている扉又は熱、煙等により自動的に閉まる扉）等の開閉を妨げるように物品等を置かないこと。また、置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去すること。

　　ウ　上記ア及びイにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

　　エ　その他必要な事項

※

　⑵　火気管理等

　　　ア　喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。

　　イ　終業時には必ず灰皿の整理及び火気使用設備器具等の熱源の遮断など安全措置を確認する。

　　ウ　火気使用設備器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

　　エ　火気使用設備器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。

　　オ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

　　カ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

　　キ　厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。

　　ク　防火ダンパーや自動消火装置等は正しく作動するよう、日常から整備・清掃をする。

　　ケ　ガス機器の使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。

　　コ　その他

※

⑶　放火防止対策

　　ア　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

　　イ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を実施する。

　　ウ　建物内外の整理整頓を実施する。

　　エ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に実施する。

　　オ　火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を実施する。

　　カ　その他

※

２　防火管理者等が守るべき事項

　⑴　収容人員の管理

　ア　防火管理者は、防火対象物の収容能力を把握し、過剰な人員を防火対象物内に立ち入らせないように従業員に徹底する。

　イ　その他

※

⑵　工事中の安全対策の樹立

　　ア　管理権原者は、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を所轄消防機関へ届出なければならない。

　　　(ア)　増築等で建築基準法第７条の６及び同法第18条第22項に基づき特定行政庁の仮使用の承認を受けたとき

　　　(イ)　消防用設備等の増築等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

ウ　工事を行う者等の遵守事項

管理権原者は、工事を行う者に対し、次の事項を周知し遵守させる。

　　 （ア） 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

　　　(イ)　工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

　　　(ウ)　工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。

　　　(エ)　危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

　　　(オ)　放火を防止するために、資器材等の整理、整頓をすること。

エ　防火管理者は、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

　⑶ 火気の使用制限

　　　防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

　　ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

　　イ　火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

　　ウ　危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

　　エ　工事中等の火気使用の禁止又は制限

　⑷　臨時の火気の使用

　　　防火管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火管理上必要な指示をしなければならない。

　　ア　指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用

　　イ　各種火気使用設備機器の設置又は変更

　　ウ　危険物の使用

　　エ　その他必要な事項

※

⑸　その他

　　ア　防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置は、閉鎖障害を防ぐために床面などに明示しておく。

イ　その他必要な事項

※

７　事業所の自衛消防隊の編成と任務等

１　事業所の自衛消防隊の編成

⑴　管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業所の自衛消防隊を別表５「事業所自衛消防隊の編成と任務」のとおり編成する。

　　自衛消防隊長は、＊　　　　　　　　　がその任務にあたり、自衛消防隊長の不在時等にその任務を代行する自衛消防隊長の代行者を必要に応じて定める。

⑵　管理権原者は、別表５「事業所自衛消防隊の編成と任務」を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させるよう努める。

２　火災発生時の自衛消防活動

　　消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

⑴　通報・連絡

　　ア　火災が発生したときには、通報連絡担当又は火災を発見した者は、直ちに１１９番通報をするとともに、周囲の者に連絡する。

　　イ　ぼや等で既に消火された火災を発見した場合も、消防機関へ通報する。

　　ウ　管理権原者、防火管理者が不在のときは、事前に作成した緊急連絡先一覧表などを活用し、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

⑵　初期消火

　ア　初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。

　　イ　初期消火班は、消火器などの消防用設備等を使用して消火活動を実施する。

⑶　避難誘導

　ア　避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

　　イ　携帯用拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するように誘導する。

　　ウ　避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員を配置して、誘導する。

　　エ　避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

　　オ　避難の際は、屋外階段からの避難を原則とする（※）

カ　エレベーターによる避難は原則として禁止する。（※）

⑷　応急救護

　　ア　応急救護班は、負傷者の応急手当てを行い、消防機関の救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

　　イ　応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度など必要事項を記録する。

　　ウ　逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段や屋外避難階段等の安全な場所へ救出する

⑸　安全防護

　　ア　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

　　イ　火災発生時には、空調機器と常用エレベーターの運転は停止する。（※）

　　ウ　避難経路の確保のため、排煙設備を作動させて排煙活動を行う。（※）

　　エ　危険物品は、火災の影響を受けない場所に移動又は除去する。（※）

３　営業時間外等の自衛消防活動体制

⑴　守衛等は、営業時間外等には定期的に巡回するなどして火災予防上の安全を確保するよう努める。（※）

⑵　営業時間外等における自衛消防活動

営業時間外等における自衛消防活動においては、次の初動措置を行う

ア　通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関へ連絡するとともに、他の建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡先一覧表により関係者に速やかに連絡する。

イ　初期消火

消火器などの消防用設備等を有効に活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行う。

ウ　避難誘導

工事、点検等のための在館者がある場合は、携帯用拡声器やメガホン等を利用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。

エ　消防隊への情報提供等

現場に到着した消防隊に対し、火災の発見状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

４　自衛消防隊の活動範囲

　⑴　自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

　⑵　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づいて活動する。

８　休日・夜間の防火管理体制

　　＊　緊急連絡先　　氏　名

ＴＥＬ　　（　　　　）　　―

休日、夜間等の営業時間外等において無人となる場合に、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

９　地震対策

１　震災に備える事前計画

　⑴　防災についての任務分担

　　　管理権原者は、別表１「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」に定めた組織の編成に応じて、実施区分ごとに点検検査等の任務を行う。

　⑵　建築物等の点検及び補強

　　　管理権原者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置を行う。

また、愛知県が作成・公表する地震の被害予想や春日井市が作成する地震防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

　⑶　オフィス家具等の転倒、落下及び移動防止措置

　　　管理権原者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の転倒、落下及び移動の防止の措置を別表６「オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト」を活用して実施する。

　⑷　危険物等の流出防止措置（※）

　　　管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。

　⑸　火気使用設備器具の点検及び安全措置

　　　管理権原者は、火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について作動状況の点検及び確認を行う。

　　　また、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下の恐れのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。

　⑹　消火器等の準備及び適正管理

　　　管理権原者は、「５　火災予防上の点検・検査」に基づき、消防用設備等の法定点検及び自主点検の行い、消火器等を適正に維持管理する。

　⑺　安全避難の確保及び点検

　　　管理権原者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）が建物から安全に避難できるように別表２－２『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。

　　　また、避難場所及び避難方法を確認しておき、危険が予想される場合、適切に避難を実施する。

　　＊　避難場所は、春日井市の指定避難所である　　　　　　小学校とする。

　⑻　資器材及び非常用物品の準備

　　　管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。

　　　また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に実施する。

　⑼　防災教育及び訓練

　　　管理権原者は、「10　防火・防災教育」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等防災教育及び訓練を実施する。

　⑽　警戒宣言発令時の対応措置

　　　管理権原者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講じる。

　　ア　自衛消防隊は、別表５「事業所自衛消防隊の編成と任務」に定める任務を行うものとする。

　　イ　火気使用設備器具の使用及び喫煙を原則として中止する。

　　ウ　避難誘導担当の配置完了後、東海地震予知情報に関して、非常放送設備等により在館者へ伝達する。

　⑾　災害予防措置

　　　管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行い、事前計画の見直し、改善していく取り組み（ＰＤＣＡサイクル）を取り入れることとする。

２　震災時の活動計画

　⑴　震災時の自衛消防隊の任務

　　　自衛消防隊長は、事業所内の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊を活用して自衛消防活動を実施する。

　⑵　緊急地震速報の活用

　　　緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自己の安全を確保すること。

　⑶　出火防止及び初期消火活動

　　　震災時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。

　　ア　地震発生時、火気使用設備器具付近にいる従業員は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合には、応急措置を行う。

　　イ　火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。

　⑷　危険物等の流出、漏えい時の緊急措置（※）

　　　管理権原者は、危険物、毒物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他の関係者に連絡する。

　⑸　初期救助・救護活動

　　　地震発生後の初期救助及び初期救護活動は、次のとおりとする。

　　ア　負傷者が発生した場合は、応急手当てを行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

　　イ　倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

　　ウ　救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の救助を求める者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

　　エ　消防隊の到着を待つことなく、安全に気を付けながら積極的に救助作業を行う。

⑹　被害状況の把握等

　　　自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底するとともに、混乱を防止するために建築物内にいる在館者に適切な指示を行う。

⑺　避難場所及び避難方法

　　管理権原者は、地震等による二次災害の危険が予想される場合、事前に定めた避難方法に基づき、適切に避難を開始する。

⑻　従業員等の施設内待機等

ア　管理権原者は、震災時に「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底するものとする。

イ　管理権原者は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を把握するとともに、別表７に定める「施設の安全のためのチェックリスト」の項目に従い、施設内で待機できるか判断をする。

ウ　管理権原者は、施設周辺の状況や施設の被害状況から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、愛知県や春日井市からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導するものとする。

10　防火・防災教育

１　防火・防災教育の実施時期等

　　防火・防災教育は、教育の対象となる者の特性を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

　⑴　消防計画について

　⑵　火災発生時の対応について

　⑶　地震時及びその他の災害等の対応について

　⑷　その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

２　自衛消防隊員等の育成

　　管理権原者は、災害時において、円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防隊の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

11　訓　練

１　訓練の実施時期等

　⑴　訓練の実施時期等は次表の通りとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種別 | 実　施　時　期 | 備　考（訓練指導者） |
| ＊　総合訓練 | ＊おおむね　　月　 | ※ |
| ＊　消火訓練 | ＊おおむね　　月、　　月 | ※ |
| ＊　避難訓練 | ＊おおむね　　月、　　月 | ※ |
| ＊　通報訓練 | ＊おおむね　　月 | ※ |
| ※　その他の訓練 | ※おおむね　　月 | ※ |

　⑵　訓練は、原則として防火管理者を主体として実施することとし、必要に応じて訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

　⑶　訓練の参加者は、次に定める者とする。

ア　消防計画に定める自衛消防隊員

　　イ　従業員等の中から、できるだけ多くの者（この場合、特定の者のみが訓練に参加することのないよう、ローテーションを組むなど全員が参加できる配慮をする。）

　　ウ　その他訓練への参加が必要な者

　⑷　防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその内容を「自衛消防訓練等実施計画（結果）届出」で消防機関へ届け出るものとする。

２　訓練の実施結果

　　防火管理者は、自衛消防訓練終了後の実施結果について検討するとともに、訓練内容をチェックし、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

12　防火管理業務の委託等　[　該当・非該当　]（※）

１　委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下、「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

２　受託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

３　防火管理業務の一部委託状況

別表８「防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

４　受託者との契約内容の自己チェック

管理権原者は、別表９「防火管理業務の一部委託契約書等の内容チェック表」に基づき、契約内容等の自己チェックを行う。

13　避難経路図の掲出

建物内の避難経路にあっては、別図「避難経路図」のとおりとし、建物利用者に周知させることができる場所等に掲出する。

14　附　則

　＊　この計画は、　　　　　年　　月　　日から施行する。

＊印は、当該防火対象物の実情について記入する。

※印は、当該防火対象物の実情に応じて該当する場合にのみ記入し、該当しない場合には二重線などで消去する。

別表１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者　役職・氏名　　 | 担当者の任務 |
| 防火管理者　役職・氏名　　 | 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏名 | 担当区域 | 氏名 | 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
|  |  |  |  |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
|  |  |  |  | 従業員の注意事項 |
| １　消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。３　火気使用設備器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。４　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。５　従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。９　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。11　電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。1. 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。
2. その他

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別表２－１

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

＊　　　月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 | ＊　　階　火元責任者　　　　　　　　 | 担当区域 | ＊　　階　　　　　　　 |
| 日 | 曜日 | 実施項目 |
| ガス器具のホー ス老化・損傷  | 電気器具の配線 老化・損傷  | 火気使用設備器具 の設置･使用状況  | 吸殻の 処 理  | 倉庫等の 施錠管理  | 終業時の 火気の確認  | その他（共用部分の 可燃物の有無等）  |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |

別表２－２

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 | ＊火元責任者　　　　　　　　　 | 担当範囲 | ＊　　階　　　　　　　　 |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 | 避難口 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廊下避難通路 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 階段 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 | 防火戸防火シャッター |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 | 屋内消火栓 | 消火栓箱扉の開閉障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 自動火災報知設備 | 受信機のスイッチ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発信機の周囲 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| 実施責任者 | ＊火元責任者　　　　　　　　　 | 担当範囲 | ＊　　階　　　　　　　　 |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 | 避難口 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廊下避難通路 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 階段 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 | 防火戸防火シャッター |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 | 屋内消火栓 | 消火栓箱扉の開閉障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 自動火災報知設備 | 受信機のスイッチ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発信機の周囲 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| （備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |
|  |

別表３

自主検査チェック表（定期）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部に緩み・浮きがないか。 |  |
| ⑻　消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防火・防災施設 | ⑴ | 外壁の構造及び開口部等①　外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| ②　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 |  |
| ③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| ⑵ | 防火区画①　防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 |  |
| ②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 |  |
| ③　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。〔確認要領〕　○　常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。　　　　　　　○　煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| ④　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| ⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | ⑴ | 廊下・通路①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ⑵ | 階段①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| ③　階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶ | 避難階の避難口（出入口）①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| ③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| ④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 火気使用設備器具 | ⑴ | 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| ②　ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 |  |
| ③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| ④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| ⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵ | 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）①　自動消火装置は、適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴ | 変電設備①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| ②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵ | 電気器具①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | ⑴ | 少量危険物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| ⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| ⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵ | 指定可燃物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| ③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 防火管理者確認 |
|  | 　　年　月　日　　年　月　日　　年　月　日　　年　月　日　　年　月　日　　年　月　日 |  |  |  |

（備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備欠陥　　…即時改修

別表４

自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　年　月　日実施） | ⑴　設置場所に置いてあるか。 |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　年　月　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　年　月　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　年　月　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　年　月　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　年　月　日実施） | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　年　月　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　年　月　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　年　月　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　年　月　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 | 　　 |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　年　月　日実施） | ⑴　電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　年　月　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 |  |
| ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備（　年　月　日実施） | ⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ⑵　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　年　月　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　年　月　日実施） | ⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ⑷　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　年　月　日実施） | ⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　年　月　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　年　月　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　年　月　日実施） | ⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ⑶　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  | ※防火管理者確認 |
|  |  |  |

（備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備欠陥　　…即時改修

別表５

事業所自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊

隊長

＊

（\*　　　　時間帯　　　　　　時　　　　分～　　　　時　　　　分）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班 | 災害等発生時の任務 | 警戒宣言が発令された場合の組織編成 | 警戒宣言が発令された場合の任務 |
| 通報連絡（情報）班班長＊　　　　　　　 | １　消防機関への通報及び通報の確認２　関係者への連絡（緊急連絡一覧表等の活用） | 　通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。 | 　テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 |
| 初期消火班班長＊　　　　　　　 | １　出火場所への急行２　消火器等による初期消火 | 　初期消火班は、点検担当として編成する。 | 　担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。 |
| 避難誘導班班長＊　　　　　　　 | １　出火時における避難者の誘導２　負傷者及び逃げ遅れた者の確認３　非常口の開放及び開放の確認４　避難障害物品の除去 | 　避難誘導班は、避難誘導担当として編成とする。 | 　本部の指揮により、避難誘導を行う。 |
| 応急救護班班長＊　　　　　　　 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊との連携、情報の提供４　逃げ遅れた者の救出 | 　応急救護班は、応急措置担当として編成する。 | １　危険箇所の補強、整備を行う。２　救出資器材等の確認を行う。 |
| 安全防護班班長＊　　　　　　　 | １　水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 | 　安全防護班は、点検担当として編成する。 | 　上記の初期消火班の任務に同じ。 |

別表６

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト

**21**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　目 | チェック |
| １　背の高い家具を単独で置いていない |  |
| ２　安定の悪い家具は背合わせに連結している |  |
| ３　壁面収納は壁・床に固定している |  |
| ４　二段重ね家具は上下連結している |  |
| ５　ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「Ｈ型」のレイアウトにし、床に固定している |  |
| ６　ＯＡ機器は落下防止してある |  |
| ７　引出し、扉の開き防止対策をしている |  |
| ８　時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している |  |
| ９　ガラスには飛散防止フィルムを貼っている |  |
| 10　床につまずきやすい障害物や凹凸はない |  |
| 11　避難路に物を置いていない |  |
| 12　避難路に倒れやすいものはない |  |
| 13　避難出口は見えやすい |  |
| 14　非常用進入口に障害物はない |  |
| 15　家具類の天板上には物を置いていない |  |
| 16　収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない |  |
| 17　危険な収納物（薬品、可燃物等）がない |  |
| 18　デスクの下に物を置いていない |  |
| 19　引出し、扉は必ず閉めている |  |
| 20　ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない |  |
| 21　コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている |  |

別表７

施設の安全点検のためのチェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目** | **点検内容** | **判定****（該当）** | **該当する場合の****対処・応急対応等** |
| **施設全体** |
| 1 | 建物（傾斜・沈下） | 傾いている。沈下している。 |  | 建物を退去 |
| 傾いているように感じる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 2 | 建物（倒壊危険性） | 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 建物を退去 |
| 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 3 | 隣接建築物・周辺地盤 | 隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 |  | 建物を退去 |
| 周辺地盤が大きく陥没または隆起している。 |  | 建物を退去 |
| 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 施設内部（居室・通路等） |
| 1 | 床 | 傾いている、または陥没している。 |  | 立入禁止 |
| フロア等、床材に損傷が見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 2 | 壁・天井材 | 間仕切り壁に損傷が見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 天井材が落下している。 |  | 立入禁止 |
| 天井材のズレが見られる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 3 | 廊下・階段 | 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 立入禁止 |
| 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。 |  | 点検継続→専門家へ詳細診断を要請 |
| 4 | ドア | ドアが外れている、または変形している。 |  | 要注意/要修理 |
| 5 | 窓枠・窓ガラス | 窓枠が外れている、または変形している。 |  | 要注意/要修理 |
| 窓が割れている、またはひびがある。 |  | 要注意/要修理 |
| 6 | 照明器具・吊り器具 | 照明器具・吊り器具が落下している。 |  | 要注意/要修理 |
| 照明器具・吊り器具のズレが見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 7 | オフィス家具類 | オフィス家具類が転倒している。 |  | 要注意/要修理/要固定 |
| 書類等が散乱している。 |  | 要注意/要復旧 |
| 設備等 |
| 1 | 電力 | 外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） |  | 代替手段の確保/要復旧→（例）非常用電源を稼働 |
| 照明が消えている。 |  |
| 空調が停止している。 |  |
| 2 | エレベーター | 停止している。 |  | 要復旧→メンテナンス業者に連絡 |
| 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 |  |
| カゴ内に人が閉じ込められている。 |  | →メンテナンス業者または消防機関に連絡 |
| 3 | 上水道 | 停止している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→(例）備蓄品の利用 |
| 4 | 下水道・トイレ | 水が流れない（溢れている）。 |  | 使用中止/代替手段の確保/要復旧　→（例）災害用トイレの利用 |
| 5 | ガス | 異臭、異音、煙が発生している。 |  | 立入禁止/要復旧 |
| 停止している。 |  | 要復旧 |
| 6 | 通信・電話 | 停止している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→（例）衛星携帯電話、無線機の利用 |
| 7 | 消防用設備等 | 故障・損傷している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→消防設備業者に連絡 |
| セキュリティ |
| 1 | 防火シャッター | 閉鎖している。 |  | 要復旧 |
| 2 | 非常階段・非常用出口 | 閉鎖している（通行不可である）。 |  | 要復旧→復旧できない場合、立入禁止 |
| 3 | 入退室・施錠管理 | セキュリティが機能していない。 |  | 要復旧/要警備員配置→外部者侵入に要注意　（状況により立入禁止） |

別表８

防火管理業務の一部委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名（法人の場合、その名称） |  |
| 再受託者の有無 | □無　　　　　　　　□一部有　　　　　　　□全部 |
| 防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 |
| 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合記入 |
| 氏名（名称）住所（所在地）担当事務所（電話番号） |  |  |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方法 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 | □同左□同左□同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　 | □同左 |
| □火災 | □地震 | □その他(　　) | □同左 | □同左 | □同左 |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他（ | □救出・応急救護　　　) | □同左□同左 | □同左□同左 | □同左 |
| □自衛消防訓練指導□その他（　　　　　　　　） | □同左□その他（　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |  |
| 常駐人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 | □同左□同左□同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災　　　　□地震　　　　　□その他(　　　) | □同左　　　□同左　　　　　□同左 |
| □初期消火　　□避難誘導　　　□救出・応急救護□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） | □同左　　　□同左　　　□同左□同左　　　□同左 |
| □自衛消防訓練指導□その他（　　　　　　　　） | □同左□その他（　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |  |
| 巡回人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | □同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災 | □地震 | □その他(　　) | □同左 | □同左 | □同左 |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他(　　　 | □救出・応急救護　　) | □同左□同左 | □同左□同左 | □同左 |
| □　その他（　　　　　　　　） | * その他（　　　　　　　　　　）
 |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  |  |
| 到着所要時間 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

　　　　防火管理業務の委託を行う場合は、「防火管理業務の委託に関する契約書」等の契約内容が分かる書類の写しを添付すること。

別表９

防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する内容 | チェック欄 |
| １　名称・所在 |  |
| ２　委託業務範囲等 |
|  | ⑴　範囲（全部、階数、一部等） |  |
|  | ⑵　業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等） |  |
|  | ⑶　契約期間 |  |
|  | ⑷　受託者に防火管理上の権限を付与すること。 |  |
| ３　受託者の厳守事項 |
|  | ⑴　契約内容を遵守すること。 |  |
| ⑵　消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮、命令に従うこと。 |  |
| ⑶　消防計画に基づき業務を行うこと。 |  |
| ⑷　消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。 |  |
| ⑸　勤務日報の記録及び報告をすること。 |  |
| ４　勤務体制等 |
|  | ⑴　方法（常駐、巡回、遠隔移報等） |  |
| ⑵　常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等） |  |
| ⑶　時間、人数、巡回回数、到着所要時間 |  |
| ⑷　休日、夜間の体制 |  |
| ⑸　消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 |  |
| ⑹　資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等） |  |
| ５　受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制 |
|  | ⑴　教育担当者の配置 |  |
|  | ⑵　教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等） |  |
| ６ | 出火防止業務 |
| ⑴火気使用箇所の点検等監視業務 |
|  | ア　喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置 |  |
| イ　火気使用設備、器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認 |  |
| ウ　吸殻処理状況の確認 |  |
|  | ⑵　周囲の可燃物の管理等 |
|  | ア　放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理） |  |
|  | イ　リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠 |  |
| ７　避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理 |
|  | ⑴　防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 |  |
| ⑵　防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況 |  |
| ⑶　避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無 |  |
| ⑷　消火器、消火栓、避難器具、自火報等の損傷又は使用障害の有無 |  |
| ⑸　防災システム異常・故障表示の対応（防災設備不作動表示を含む。） |  |
| ⑹　建物、施設等の破損又は危険箇所の有無 |  |
| ８　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
|  | ⑴　自衛消防隊の編成に基づく初動措置 |  |
| ⑵　火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見） |  |
| ⑶　火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集） |  |
| ⑷　消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） |  |
| ⑸　避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止） |  |
| ⑹　初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用） |  |
| ⑺　空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作） |  |
| ⑻　消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作） |  |
|  | ⑼　火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、　□その他の災害等（　　　　　　　　　　　　）） |  |
|  | ⑽　警戒宣言が発せられた場合の措置 |  |
| ９　自衛消防訓練の実施 |
|  | ⑴　消防計画に基づく自衛消防訓練の実施 |  |
|  | ⑵　自衛消防訓練指導者 |  |
| 10　その他 |
|  | ⑴　定期的な建物内外の巡回 |  |
| ⑵　その他防火管理上必要な事項 |  |
| 11　再委託をする場合の契約内容等の確認 |  |

※　契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別図

避難経路図

**消防計画作成チェック表（中規模・統括防火管理用）**

□統括防火管理義務対象物　[　該当・非該当　]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 必要項目 | 作成チェック | ※備考 |
| １ | 目的と適用範囲 | ○ |  |  |
| ２ | 管理権原者及び防火管理者の業務と権限 | ○ |  |  |
| ３ | 消防機関への連絡・報告 | ○ |  |  |
| ４ | 統括防火管理者への報告 | ○ |  |  |
| ５ | 火災予防上の点検・検査 | ○ |  |  |
| ６ | 守らなければならないこと | ○ |  |  |
| ７ | 事業所の自衛消防隊の編成と任務等 | ○ |  |  |
| ８ | 休日・夜間の防火管理体制 | ○ |  |  |
| ９ | 地震対策 | ○ |  |  |
| 10 | 防火・防災教育 | ○ |  |  |
| 11 | 訓　練 | ○ |  |  |
| 12 | 防火管理業務の委託等　[該当・非該当] | △ |  |  |
| 13 | 避難経路図の掲出 | ○ |  |  |
| 14 | 附　則 | ○ |  |  |
| 別表１ | 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項 | ○ |  |  |
| 別表２－１ | 自主検査チェック表（日常）「火気関係」 | ○ |  |  |
| 別表２－２ | 自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」 | ○ |  |  |
| 別表３ | 自主検査チェック表（定期） | ○ |  |  |
| 別表４ | 自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」 | ○ |  |  |
| 別表５ | 事業所自衛消防隊の編成と任務 | ○ |  |  |
| 別表６ | オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト | ○ |  |  |
| 別表７ | 施設の安全点検のためのチェックリスト | ○ |  |  |
| 別表８ | 防火管理業務の一部委託状況表 | △ |  |  |
| 別表９ | 防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表 | △ |  |  |
| 別図 | 避難経路図 | ○ |  |  |

（備考）１　○印は、消防法第８条第１項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目、△印は、当該事業所の実情に応じて該当する場合に記入すること。

　　　　２　作成チェックは、消防計画の作成者が、当該事業所の防火に係る消防計画を作成するにあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「　レ　」印でチェックする。

　　　　３　[　該当・非該当　]の欄は、どちらかを○で囲む。